第５号議案

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
設定について

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成２９年２月２４日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年八王子市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（育児休業法第２条第１項の条例で定める者） 第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）**第６条の４第１号**に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法**第６条の４第２号**に規定する**養子縁組里親**として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。	（育児休業法第２条第１項の条例で定める者） 第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）**第６条の４第２項**に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法**第６条の４第１項**に規定する**里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者**として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

（八王子市乳幼児医療費助成条例の一部改正）

第２条　八王子市乳幼児医療費助成条例（平成３年八王子市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法**第６条の４**に規定する里親に委託されている者	（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法**第６条の４第１項**に規定する里親に委託されている者

（八王子市義務教育就学児医療費助成条例の一部改正）

第３条　八王子市義務教育就学児医療費助成条例（平成１９年八王子市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法**第６条の４**に規定する里親に委託されている者	（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法**第６条の４第１項**に規定する里親に委託されている者

（八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第４条　八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年八王子市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法**第６条の４**に規定する里親	（用語の定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法**第６条の４第１項**に規定す

以外のものをいう。 ⑴・⑵　（略） ４　（略）	る里親以外のものをいう。 ⑴・⑵　（略） ４　（略）

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。